

条 例

埼玉県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年六月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第四十三号

埼玉県税条例等の一部を改正する条例

(埼玉県税条例の一部改正)

第一条 埼玉県税条例(昭和二十五年埼玉県条例第三十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三十四条の八」を「第四十五条」に、
「第七節 自動車取得税(第
第七節の二 軽油引取税(第

三十五条―第四十五条の三)

四十六条―第四十六条の二十四)」を「第七節 軽油引取税(第四十六条―第四

十六条の二十四)」に、「第五十五条の二」を「第五十五条の十九」に改める。

第三条第一項中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号から第十一号まで
を一号ずつ繰り上げる。

第四条第二項第五号中「自動車取得税及び」を削る。

第七条第一項中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号から第十二号まで
を一号ずつ繰り上げる。

第十四条第二項中「第五十五条の二」を「第五十五条の十九」に改める。

第十五条第一項中「自動車税」の下に「の種別割」を加える。

第三十条の二中「百分の三・二」を「百分の一」に改める。

第二章第七節の節名を削る。

第三十五条から第四十五条までを次のように改める。

第三十五条から第四十五条まで 削除

第四十五条の二及び第四十五条の三を削る。

第二章第七節の二を同章第七節とする。

第四十七条から第四十九条までを次のように改める。

(自動車税の納税義務者等)

第四十七条 自動車税は、自動車に対し、当該自動車の取得者に環境性能割によ
つて、当該自動車の所有者に種別割によつて、それぞれ課する。

2 前項に規定する自動車の取得者には、製造により自動車を取得した自動車製
造業者、販売のために自動車を取得した自動車販売業者その他運行(道路運送
車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)第二条第五項に規定する運行をいう。

次条第三項及び第四項において同じ。）以外の目的に供するために自動車を取
得した者として施行令で定めるものを含まないものとする。

3 自動車の所有者が法第四百四十八条第一項の規定により種別割を課することが
できない者である場合には、第一項の規定にかかわらず、当該自動車の使用者
に種別割を課する。ただし、公用又は公共の用に供する自動車については、こ
の限りでない。

（自動車税のみならず課税）

第四十八条 自動車の売買契約において売主が当該自動車の所有権を留保してい
る場合には、自動車税の賦課徴収については、買主を前条第一項に規定する自
動車の取得者（以下この節において「自動車の取得者」という。）及び自動車
の所有者とみなして、自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る自動車について、買主の変更があ
つたときは、新たに買主となる者を自動車の取得者及び自動車の所有者とみな
して、自動車税を課する。

3 自動車製造業者、自動車販売業者又は前条第二項の施行令で定める自動車を
取得した者（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造によ
り取得した自動車又はその販売のためその他運行以外の目的に供するため取得
した自動車について、当該販売業者等が、道路運送車両法第七条第一項に規定
する新規登録（以下この節において「新規登録」という。）を受けた場合（当
該新規登録前に第一項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を
除く。）には、当該販売業者等を自動車の取得者とみなして、環境性能割を課
する。

4 法の施行地外で自動車を取得した者が、当該自動車を法の施行地内に持ち込
んで運行の用に供した場合には、当該自動車を運行の用に供する者を自動車の
取得者とみなして、環境性能割を課する。

（日本赤十字社の所有する自動車に対する自動車税の非課税）

第四十九条 法第四百四十八条第二項の条例で定めるものは、次の各号のいずれか
に該当するものとする。

- 一 主として巡回診療又は患者の輸送の用に供する自動車
- 二 主として血液事業の用に供する自動車
- 三 主として救護資材の運搬の用に供する自動車
- 四 救急専用自動車及び前各号に掲げる自動車に類する自動車で知事の認める
もの

第五十五条の二（見出しを含む。）中「自動車税」を「種別割」に改め、同条

を第五十五条の十九とする。

第五十五条の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、同条中「自動車税」を「種別割」に、「においては」を「には」に改め、同条を第五十五条の十八とする。

第五十四条の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、同条第一項中「自動車税」を「種別割」に、「法第四百四十五条第二項」を「第四十八条第一項」に、「においては」を「には」に改め、同条を第五十五条の十六とし、同条の次に次の一条を加える。

(種別割の課税免除及び減免)

第五十五条の十七 次の各号のいずれかに該当する自動車に対しては、種別割を課さない。ただし、第三号の自動車にあつては、あらかじめ知事の承認を受けたものに限る。

- 一 商品であつて使用しない自動車
- 二 消防専用自動車及び救急専用自動車
- 三 私立学校が所有する自動車のうち専ら生徒の教育練習の用に供する自動車
- 2 知事は、身体障害者等若しくは身体障害者等と生計を一にする者が所有する自動車で当該身体障害者等若しくは当該身体障害者等のために当該身体障害者等と生計を一にする者が運転するもの又は身体障害者等のみで構成される世帯の身体障害者等が所有する自動車で当該身体障害者等のために当該身体障害者等を常時介護する者が運転するもののうち、必要があると認めるものに対しては、一台に限り、当該身体障害者等又は当該身体障害者等と生計を一にする者の申請によつて種別割を減免することができる。
- 3 知事は、構造上身体障害者等の利用に専ら供するためのものと認められる自動車（前項に規定する自動車を除く。）のうち、必要があると認めるものに対しては、当該自動車の所有者の申請によつて種別割を減免することができる。
- 4 知事は、公益のため直接専用する自動車が必要があると認める場合又は天災その他特別の事情により必要があると認める場合は、当該納税者の申請によつて種別割を減免することができる。

第五十三条中「法第四百四十五条第二項」を「第四十八条第一項」に、「自動車税」を「種別割」に改め、同条を第五十五条の十五とする。

第五十二条の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、同条第一項中「自動車税」を「種別割」に、「各号の一」を「各号のいずれか」に、「道路運送車両法第七条、第十二条又は第十三条の規定による登録」を「新規登録、道路運送車両法第十二条第一項に規定する変更登録（次項において「変更登録」という。）

又は移転登録」に改め、同項第二号中「第四十九条第一項又は第二項」を「第四十九条又は第五十五条の十七第一項」に改め、同項第三号中「法第四十五条第三項」を「第四十七条第三項」に改め、同条第二項中「道路運送車両法第七条、第十二条又は第十三条の規定による登録」を「新規登録、変更登録又は移転登録」に改め、同条第三項中「自動車税」を「種別割」に改め、同条を第五十五条の十四とする。

第五十一条の四の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、同条中「道路運送車両法第七条の規定による登録」を「新規登録」に、「第五十一条の二第三項から第五項まで」を「第五十五条の十一第三項から第五項まで」に、「に係る自動車税」を「に対して課する種別割」に改め、同条を第五十五条の十三とし、第五十一条の三を第五十五条の十二とする。

第五十一条の二の見出し及び同条第一項中「自動車税」を「種別割」に改め、同条第二項中「自動車税」を「種別割」に、「においては」を「には」に改め、同条第三項中「道路運送車両法第七条の規定による登録」を「新規登録」に、「第一百五十一条第一項」を「第一百七十七条の十第一項」に、「自動車税」を「種別割」に改め、「同項の」を削り、同条第四項中「自動車税」を「種別割」に、「道路運送車両法第七条の規定による登録」を「新規登録」に、「際に、第五十二条を」ときに、第五十五条の十四」に改め、同条第五項中「自動車税」を「種別割」に、「第五十二条」を「第五十五条の十四」に改め、同条第六項中「第五十二条」を「第五十五条の十四」に、「規定によつて」を「規定により」に、「自動車税」を「種別割」に、「においては」を「には」に改め、同条を第五十五条の十一とする。

第五十一条（見出しを含む。）中「自動車税」を「種別割」に改め、同条を第五十五条の十とする。

第五十条（見出しを含む。）中「自動車税」を「種別割」に改め、同条を第五十五条の九とし、第四十九条の次に次の十三条を加える。

（環境性能割の課税標準）

第五十条 環境性能割の課税標準は、自動車の取得のために通常要する価額として施行規則で定めるところにより算定した金額（第五十二条及び第五十四条において「通常の取得価額」という。）とする。

（環境性能割の税率）

第五十一条 次に掲げる自動車（法第四百十九条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。次項及び第三項において同じ。）の規定の適用を受けるものを除く。）に対して課する環境性能割の税率は、百分の一とする。

一 次に掲げるガソリン自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、法第百四十九条第一項第三号に掲げる自動車に該当するものを除く。次項第一号において同じ。）

イ 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

(1) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（次号において「排出ガス保安基準」という。）で施行規則で定めるもの（以下この条において「平成十七年ガソリン軽中量車基準」という。）に適合すること。

(2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(3) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であつて平成三十二年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（第四項において「平成三十二年度基準エネルギー消費効率」という。）以上であること。

ロ 車両総重量（道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量をいう。以下この条において同じ。）が二・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

(1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(3) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であつて平成二十七年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において「平成二十七年基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百十五を乗じて得た数値以上であること。

ハ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

(1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(3) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

ニ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

- (1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
 - (2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。
 - (3) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。
- 二 次に掲げる軽油自動車(軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、法第四十九条第一項第三号に掲げる自動車に該当するものを除く。次項第二号において同じ。)

イ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

(1) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの(以下この条において「平成二十一年軽油軽中量車基準」という。)に適合すること。

(2) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

(3) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

ロ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

(1) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。

(2) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

ハ 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

(1) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年十月一日(車両総重量が三・五トンを超え七・五トン以下のものにあつては、平成三十年十月一日)以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの(次項第二号ハ(1)において「平成二十八年軽油重量車基準」という。)に適合すること。

(2) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

ニ 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

(1) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日（車両総重量が十二トン以下のものにあつては、平成二十二年十月一日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの（以下この条において「平成二十一年軽油重量車基準」という。）に適合すること。

(2) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

(3) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

ホ 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

(1) 平成二十一年軽油重量車基準に適合すること。

(2) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

2 次に掲げる自動車（法第四百九条第一項及び前項（第四項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるものを除く。）に対して課する環境性能割の税率は、百分の二とする。

一 次に掲げるガソリン自動車

イ 乗用車又は車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

(1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(3) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

ロ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

(1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(3) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率以上であること。

ハ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

- (1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
- (2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。
- (3) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

二 次に掲げる軽油自動車

イ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

- (1) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。
- (2) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。
- (3) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率以上であること。

ロ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

- (1) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。
- (2) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

ハ 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

- (1) 平成二十八年軽油重量車基準に適合すること。
- (2) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率以上であること。

ニ 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

- (1) 平成二十一年軽油重量車基準に適合すること。
- (2) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。
- (3) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率以上であること。

ホ 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

- (1) 平成二十一年軽油重量車基準に適合すること。
- (2) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分

の百五を乗じて得た数値以上であること。

3 法第四十九条第一項及び前二項（これらの規定を次項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける自動車以外の自動車に対して課する環境性能割の税率は、百分の三とする。

4 第一項（第一号イ及びロに係る部分に限る。）及び第二項（第一号イに係る部分に限る。）の規定は、平成三十二年基準エネルギー消費効率及び平成二十七年基準エネルギー消費効率を算定する方法として施行規則で定める方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であつて、基準エネルギー消費効率であつて平成二十二年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものを算定する方法として施行規則で定める方法によりエネルギー消費効率を算定している自動車について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一項第一号イ(3)	基準エネルギー消費効率であつて平成三十二年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（第四項において「平成三十二年基準エネルギー消費効率」という。）	法第四十九条第二項に規定する基準エネルギー消費効率であつて平成二十二年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この号及び次項第一号イ(3)において「平成二十二年基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百五を乗じて得た数値
第一項第一号ロ(3)	基準エネルギー消費効率であつて平成二十七年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において「平成二十七年基準エネルギー消費効率」という。）に百	平成二十二年基準エネルギー消費効率に百分の百四十四

第二項第一号イ(3)	分の百十五	
平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十	平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百三十八	

(環境性能割の免税点)

第五十二条 通常の取得価額が五十万円以下である自動車に対しては、環境性能割を課さない。

(環境性能割の徴収の方法)

第五十三条 環境性能割の徴収については、申告納付の方法による。

(環境性能割の申告納付)

第五十四条 環境性能割の納税義務者は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則で定める様式により、申告書を知事に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。この場合において、自動車が第四十七条第一項又は第四十八条第一項若しくは第二項の規定の適用を受ける自動車であるときは、売買契約書その他当該自動車の取得及び通常の取得価額を証する書類の写しを当該申告書に添付しなければならない。

一 新規登録を受ける自動車 当該新規登録の時

二 道路運送車両法第十三条第一項の規定による移転登録（以下この号並びに第五十五条の十四第一項及び第二項において「移転登録」という。）を受けるべき自動車 当該移転登録を受けるべき事由があつた日から十五日を経過する日（その日前に当該移転登録を受けたときは、当該移転登録の時）

三 前二号に掲げる自動車以外の自動車で、道路運送車両法第六十七条第一項の規定による自動車検査証の記入を受けるべき自動車 当該記入を受けるべき事由があつた日から十五日を経過する日（その日前に当該記入を受けたときは、当該記入の時）

四 前三号に掲げる自動車以外の自動車 当該自動車の取得の日から十五日を経過する日

(課税されない自動車に関する報告)

第五十五条 自動車の取得者（環境性能割の納税義務者を除く。以下この条において同じ。）は、前条各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則で定める様式により、当該自動車の取得者が取得した自動車について必要な事項を記載した報告書を知事に提出しなければならない。

(環境性能割の納付の方法)

第五十五条の二 環境性能割の納税義務者は、環境性能割額(当該環境性能割額に係る延滞金額を含む。以下この項及び次項において同じ。)を納付する場合には、申告書又は修正申告書に証紙代金収納計器(規則で定める収納印のみを表示する計器で自動車税の保全上支障がないと知事が認めたものに限る。以下同じ。)により当該環境性能割額に相当する金額の収納印の表示を受けてしなければならない。

2 環境性能割の納税義務者は、次のいずれかに該当する場合には、前項の収納印の表示を受けることに代えて、当該環境性能割額に相当する現金を納付することができる。

一 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第五十一号)第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して道路運送車両法第七条又は第十三条の規定による登録の申請及び第五十四条の規定による申告書の提出を行う場合

二 その他知事が必要と認める場合

3 知事は、前項(同項第二号に該当する場合に限る。)の規定による現金の納付があつたときは、申告書又は修正申告書に規則で定める納税済印を押さなければならぬ。

(証紙代金収納計器による収納印の表示の取扱い)

第五十五条の三 前条第一項の証紙代金収納計器による収納印の表示の取扱いに關しては、規則で定める。

(環境性能割に係る不申告等に関する過料)

第五十五条の四 知事は、環境性能割の納税義務者が第五十四条の規定により告知、又は第五十五条の規定により報告すべき事項について正当な事由がなく申告又は報告をしなかつた場合には、その者に対し、十万円以下の過料を科する。

2 前項の過料を徴収する場合において発する過料納入命令書に指定すべき納期限は、その発付の日から十日以内とする。

(譲渡担保財産に対して課する環境性能割の納税義務の免除等)

第五十五条の五 譲渡担保権者が譲渡担保財産として自動車の取得をした場合において、当該譲渡担保財産により担保される債権の消滅により当該取得の日から六月以内に譲渡担保権者から譲渡担保財産の設定者に当該譲渡担保財産を移転したときは、譲渡担保権者が取得した当該譲渡担保財産に対する環境性能割に係る徴収金に係る納税義務を免除する。

2 知事は、自動車の取得者から環境性能割について前項の規定の適用があるべき旨の申告があり、当該申告が真実であると認めるときは、当該取得の日から六月以内の期間を限って、当該自動車に対する環境性能割に係る徴収金の徴収を猶予する。

3 前項の申告をする者は、規則で定める様式による申告書に第一項の規定の適用があるべきことを証するに足りる書類を添付して、第五十四条の規定により申告をする際、併せてこれを知事に提出しなければならない。

4 知事は、第二項の規定による徴収の猶予をした場合には、当該徴収の猶予がされた環境性能割額に係る延滞金額のうち当該徴収を猶予した期間に対応する部分の金額を免除する。

5 知事は、第二項の規定による徴収の猶予をした場合において、当該徴収の猶予に係る環境性能割について第一項の規定の適用がないことが明らかとなったときは、当該徴収の猶予を取り消す。この場合において、徴収の猶予を取り消された者は、直ちに当該徴収の猶予がされた環境性能割に係る徴収金を納付しなければならない。

6 環境性能割に係る徴収金を徴収した場合において、当該環境性能割について第一項の規定の適用があることとなったときは、知事は、同項の譲渡担保権者の申請に基づいて、当該徴収金を還付する。

7 知事は、前項の規定により環境性能割に係る徴収金を還付する場合において、還付を受けるべき者の未納に係る徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充当する。

(自動車の返還があつた場合の環境性能割の納税義務の免除等)

第五十五条の六 自動車販売業者から自動車の取得をした者(以下この項及び次項において「自動車の取得をした者」という。)が、当該自動車の性能が良好でないことその他これに類する理由で施行規則で定めるものにより、当該自動車の取得の日から一月以内に当該自動車を当該自動車販売業者に返還した場合には、当該自動車の取得をした者が取得した自動車に対する環境性能割に係る納税義務を免除する。

2 環境性能割を徴収した場合において、当該環境性能割について前項の規定の適用があることとなったときは、知事は、自動車の取得をした者の申請に基づいて、当該環境性能割額に相当する額を還付する。

3 前条第七項の規定は、前項の規定により環境性能割額を還付する場合について準用する。

(環境性能割の減免)

第五十五条の七 次に掲げる自動車に対しては、当該自動車を取得した者の申請により、環境性能割を免除する。

一 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十一条に規定する厚生労働大臣の定める者（日本赤十字社を除く。）の救急自動車、へき地における巡回診療のために使用する自動車又は血液事業の用に供する自動車

二 構造上、身体に障害を有し歩行が困難な者で規則で定めるもの（以下「身体障害者」という。）又は精神に障害を有し歩行が困難な者で規則で定めるもの（以下「精神障害者」という。）の利用に専ら供するためのものと認められる自動車であり、知事において必要があると認めるもの

2 知事は、身体障害者若しくは精神障害者（以下「身体障害者等」という。）若しくは身体障害者等のために当該身体障害者等と生計を一にする者が運転する自動車当該身体障害者等若しくは当該身体障害者等と生計を一にする者が取得した自動車である場合又は身体障害者等のみで構成される世帯の当該身体障害者等のために当該身体障害者等を常時介護する者が運転する自動車当該身体障害者等が取得した自動車である場合において、必要があると認めるときは、当該自動車を取得した者の申請により、環境性能割を減免することができる。

3 知事は、次に掲げる自動車（第一項第二号及び前項に規定する自動車を除く。）に対し、必要があると認めるときは、当該自動車を取得した者の申請により、当該自動車に係る環境性能割の額から当該自動車の取得価額のうち身体障害者等の利用に供するための構造変更又は身体障害者が運転するための構造変更に係る価額に当該自動車に係る環境性能割の税率を乗じて得た額に相当する額を減額することができる。

一 構造上身体障害者等の利用に供するためのものと認められる自動車

二 専ら身体障害者が運転するための構造変更がなされた自動車で営業用のもの

4 知事は、次に掲げる自動車に対し、必要があると認めるときは、当該自動車を取得した者の申請により、環境性能割を減免することができる。

一 天災その他の災害により滅失し、又は損壊した自動車又は軽自動車に代わる自動車

二 取得した自動車がその取得の直後に天災その他の災害により滅失し、又は損壊した場合における当該自動車

三 前二号に掲げるもののほか、特別の事情による自動車
(種別割の税率)

第五十五条の八 次の各号に掲げる自動車に対して課する種別割の税率は、一台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 乗用車（三輪の小型自動車であるものを除く。）

イ 営業用

(1) 総排気量（ロータリーエンジンを原動機とするものにあつては、一の作動室の容積にロータリーの数を乗じて得た容積に一・五を乗じて得た数値をもつて総排気量とする。以下この条において同じ。）が一リットル以下のもの

(2) 総排気量が一リットルを超え、一・五リットル以下のもの

(3) 総排気量が一・五リットルを超え、二リットル以下のもの

(4) 総排気量が一・五リットルを超え、二・五リットル以下のもの

(5) 総排気量が一・五リットルを超え、三リットル以下のもの

(6) 総排気量が一・五リットルを超え、四リットル以下のもの

(7) 総排気量が一・五リットルを超え、四・五リットル以下のもの

(8) 総排気量が一・五リットルを超え、五リットル以下のもの

(9) 総排気量が一・五リットルを超え、六リットル以下のもの

(10) 総排気量が一・五リットルを超え、七リットル以下のもの

(11) 電動機を原動機とするもの

ロ 自家用

(1) 総排気量が一リットル以下のもの

(2) 総排気量が一リットルを超え、一・五リットル以下のもの

(3) 総排気量が一・五リットルを超え、二リットル以下のもの

(4) 総排気量が一・五リットルを超え、二・五リットル以下のもの

(5) 総排気量が一・五リットルを超え、三リットル以下のもの

(6) 総排気量が一・五リットルを超え、四リットル以下のもの

(7) 総排気量が一・五リットルを超え、四・五リットル以下のもの

(8) 総排気量が一・五リットルを超え、五リットル以下のもの

- (5) 総排気量が二・五リットルを超え、三リットル以下のもの 年額 五万千円
 - (6) 総排気量が三リットルを超え、三・五リットル以下のもの 年額 五万八千円
 - (7) 総排気量が三・五リットルを超え、四リットル以下のもの 年額 六万六千五百円
 - (8) 総排気量が四リットルを超え、四・五リットル以下のもの 年額 七万六千五百円
 - (9) 総排気量が四・五リットルを超え、六リットル以下のもの 年額 八万八千円
 - (10) 総排気量が六リットルを超えるもの 年額 十一万千円
 - (11) 電動機を原動機とするもの 年額 二万九千五百円
- 二
トラック（三輪の小型自動車であるものを除く。）

イ 営業用（けん引自動車であるもの及び被けん引自動車であるものを除く。）

- (1) 最大積載量が一トン以下のもの 年額 六千五百円
 - (2) 最大積載量が一トンを超え、二トン以下のもの 年額 九千円
 - (3) 最大積載量が二トンを超え、三トン以下のもの 年額 一万二千円
 - (4) 最大積載量が三トンを超え、四トン以下のもの 年額 一万五千円
 - (5) 最大積載量が四トンを超え、五トン以下のもの 年額 一万八千五百円
 - (6) 最大積載量が五トンを超え、六トン以下のもの 年額 二万二千円
 - (7) 最大積載量が六トンを超え、七トン以下のもの 年額 二万五千五百円
 - (8) 最大積載量が七トンを超え、八トン以下のもの 年額 二万九千五百円
 - (9) 最大積載量が八トンを超えるもの 年額 二万九千五百円
- に最大積載量が八トンを超える部分一トンまで

ごとに四千七百円を加算した額

ロ 自家用(けん引自動車であるもの及び被けん引自動車であるものを除く。)

(1) 最大積載量が一トン以下のもの 年額 八千円

(2) 最大積載量が一トンを超え、二トン以下のもの 年額 一万千五百円

(3) 最大積載量が二トンを超え、三トン以下のもの 年額 一万六千円

(4) 最大積載量が三トンを超え、四トン以下のもの 年額 二万五百円

(5) 最大積載量が四トンを超え、五トン以下のもの 年額 二万五千五百円

(6) 最大積載量が五トンを超え、六トン以下のもの 年額 三万円

(7) 最大積載量が六トンを超え、七トン以下のもの 年額 三万五千円

(8) 最大積載量が七トンを超え、八トン以下のもの 年額 四万五百円

(9) 最大積載量が八トンを超えるもの 年額 四万五百円に最大積載量が八トンを超える部分一トンまでごとに六千三百円を加算した額

ハ けん引自動車

(1) 営業用

(i) 小型自動車であるもの 年額 七千五百円

(ii) 普通自動車であるもの 年額 一万五千百円

(2) 自家用

(i) 小型自動車であるもの 年額 一万二百円

(ii) 普通自動車であるもの 年額 二万六百円

ニ 被けん引自動車

(1) 営業用

(i) 小型自動車であるもの 年額 三千九百円

(ii) 普通自動車であるもので最大積載量が八ト
ン以下のもの 年額 七千五百円

(iii) 普通自動車であるもので最大積載量が八ト
ンを超えるもの 年額 七千五百円に最
大積載量が八ト
ンを超える部分
一トンまでごと
に三千八百円を
加算した額

(2) 自家用

(i) 小型自動車であるもの 年額 五千三百円

(ii) 普通自動車であるもので最大積載量が八ト
ン以下のもの 年額 一万二百円

(iii) 普通自動車であるもので最大積載量が八ト
ンを超えるもの 年額 一万二百円に最
大積載量が八ト
ンを超える部分
一トンまでごと
に五千百円を加
算した額

三 バス（三輪の小型自動車であるものを除く。以下この号において同じ。）

イ 営業用

(1) 一般乗合用バス（道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第五
条第一項第三号に規定する路線定期運行の用に供するバスをいう。（2）に
おいて同じ。）

(i) 乗車定員が三十人以下のもの 年額 一万二千元

(ii) 乗車定員が三十人を超え、四十人以下のも
の 年額 一万四千五百円

(iii) 乗車定員が四十人を超え、五十人以下のも
の 年額 一万七千五百円

(iv) 乗車定員が五十人を超え、六十人以下のも
の 年額 二万円

(v) 乗車定員が六十人を超え、七十人以下のも
の 年額 二万二千五百円

(vi) 乗車定員が七十人を超え、八十人以下のも
の 年額 二万五千五百円

	(2)	一般乗合バス以外のバス	年額	二万九千円
	(i)	乗車定員が三十人以下のもの	年額	二万六千五百円
	(ii)	乗車定員が三十人を超え、四十人以下のもの	年額	三万二千元
	(iii)	乗車定員が四十人を超え、五十人以下のもの	年額	三万八千円
	(iv)	乗車定員が五十人を超え、六十人以下のもの	年額	四万四千元
	(v)	乗車定員が六十人を超え、七十人以下のもの	年額	五万五百円
	(vi)	乗車定員が七十人を超え、八十人以下のもの	年額	五万七千円
	(vii)	乗車定員が八十人を超えるもの	年額	六万四千元
ロ		自家用		
	(1)	乗車定員が三十人以下のもの	年額	三万三千元
	(2)	乗車定員が三十人を超え、四十人以下のもの	年額	四万千円
	(3)	乗車定員が四十人を超え、五十人以下のもの	年額	四万九千円
	(4)	乗車定員が五十人を超え、六十人以下のもの	年額	五万七千円
	(5)	乗車定員が六十人を超え、七十人以下のもの	年額	六万五千五百円
	(6)	乗車定員が七十人を超え、八十人以下のもの	年額	七万四千元
	(7)	乗車定員が八十人を超えるもの	年額	八万三千元
四		三輪の小型自動車		
イ		営業用		
	ロ	自家用	年額	四千五百円
			年額	六千円
五		特種用途車（放送宣伝用自動車、医療用自動車、霊きゆう車、キャンペーン車等特殊の用途に供するもので、その用途に供するための特殊の構造又は設備を有するものをいう。）		
イ		放送宣伝用自動車及び医療用自動車		
	(1)	営業用		
	(i)	普通自動車	年額	一万六千九百円
	(ii)	小型自動車	年額	一万九百円
(2)		自家用		
	(i)	普通自動車	年額	二万三千元

(ii) 小型自動車

年額 一万四千七百円

ロ 霊きゆう車

(1) 普通自動車

年額 一万九百円

(2) 小型自動車

年額 四千八百円

ハ キャンピング車（キャンピングトレーラを除く。）

(1) 総排気量が一リットル以下のもの

年額 二万三千六百円

(2) 総排気量が一リットルを超え、一・五リットル以下のもの

年額 二万七千六百円

(3) 総排気量が一・五リットルを超え、二リットル以下のもの

年額 三万千六百円

(4) 総排気量が二リットルを超え、二・五リットル以下のもの

年額 三万六千円

(5) 総排気量が二・五リットルを超え、三リットル以下のもの

年額 四万八百円

(6) 総排気量が三リットルを超え、三・五リットル以下のもの

年額 四万六千四百円

(7) 総排気量が三・五リットルを超え、四リットル以下のもの

年額 五万三千二百円

(8) 総排気量が四リットルを超え、四・五リットル以下のもの

年額 六万二千二百円

(9) 総排気量が四・五リットルを超え、六リットル以下のもの

年額 七万四百円

(10) 総排気量が六リットルを超えるもの

年額 八万八千八百円

(11) 電動機を原動機とするもの

年額 二万三千六百円

ニ その他

その構造区分により、乗用車、トラック、バス又は三輪の小型自動車の税率を適用するものとする。ただし、その構造区分により難しいものについては、次に定める額とする。

(1) 営業用

(i) 普通自動車

年額 一万八千五百円

(ii) 小型自動車

年額 九千円

(2) 自家用

(i) 普通自動車

年額 二万五千五百円

(ii) 小型自動車

年額 一万千五百円

2 前項第二号中最大乗車定員が四人以上であるものに対して課する種別割については、当該年額にそれぞれ次の区分による金額を加算した額とする。

一 営業用

イ 総排気量が一リットル以下のもの

三千七百元

ロ 総排気量が一リットルを超え、一・五リットル

四千七百元

以下のもの

ハ 総排気量が一・五リットルを超えるもの

六千三百円

ニ 電動機を原動機とするもの

三千七百元

二 自家用

イ 総排気量が一リットル以下のもの

五千二百円

ロ 総排気量が一リットルを超え、一・五リットル

六千三百円

以下のもの

ハ 総排気量が一・五リットルを超えるもの

八千円

ニ 電動機を原動機とするもの

五千二百円

附則第三条の次に次の一条を加える。

(県税事務所の長に対する知事の権限の委任の特例)

第三条の二 知事は、法附則第二十九条の九第一項の規定に基づく軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を埼玉県自動車税事務所長に委任するものとする。ただし、規則で定める事務は、この限りでない。

附則第六条の三中「附則第四条の五第一項」を「附則第四条の六第一項」に改める。

附則第十六条から第十九条までを次のように改める。

第十六条から第十九条まで 削除

附則第二十二条の二の次に次の四条を加える。

(自動車税の環境性能割の非課税)

第二十二条の三 法附則第十二条の二十の条例で定める路線は、国土交通大臣が地方バス路線の維持のために交付する車両購入に係る補助を受けて取得した一般乗合用のバスが運行の用に供される路線とする。

(自動車税の環境性能割の税率の特例)

第二十二條の四 営業用の自動車に対する第五十一条第一項及び第二項（これらの規定を同条第四項において準用する場合を含む。）並びに同条第三項の規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項（第四項において準用する場合を含む。）

百分の一

百分の〇・五

第二項（第四項において準用する場合を含む。）	百分の二	百分の一
第三項	百分の三	百分の二

（自動車税の環境性能割の課税標準の特例）

第二十二條の五 道路運送法第三條第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を經營する者が同法第五條第一項第三号に規定する路線定期運行の用に供する自動車（以下この項及び次項において「路線バス等」という。）のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつて乗降口から車椅子を固定することができ、設備までの通路に段がないもの（施行規則で定めるものに限る。）で最初の第四十八條第三項に規定する新規登録（以下この条及び附則第二十三條において「初回新規登録」という。）を受け、ものに対する第五十條の規定の適用については、当該路線バス等の取得が平成三十一年三月三十一日までに行われたときに限り、同条中「という。」とあるのは、「という。」から千万円を控除して得た額」とする。

一 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第三條第一項に規定する基本方針（次項第一号及び第三項第一号において「基本方針」という。）に平成三十二年度までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。

二 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第八條第一項に規定する公共交通移動等円滑化基準（次項第二号及び第三項第二号において「公共交通移動等円滑化基準」という。）で施行規則で定めるものに適合するものであること。

2 路線バス等のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつて車椅子を使用したまま円滑に乗降するための昇降機を備えるもの（施行規則で定めるものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第五十條の規定の適用については、当該路線バス等の取得が平成三十一年三月三十一日までに行われたときに限り、同条中「という。」とあるのは、「という。」から六百五十万円（乗車定員三十人未満の附則第二十二條の五第二項に規定する路線バス等にあつては、二百万円）を控除して得た額」とする。

一 基本方針に平成三十二年度までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。

二 公共交通移動等円滑化基準で施行規則で定めるものに適合するものであること。

3 道路運送法第三條第一号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を經營す

る者がその事業の用に供する乗用車のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつてその構造及び設備が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第二条第一号に規定する高齢者、障害者等（第三号において「高齢者、障害者等」という。）の移動上の利便性を特に向上させるもの（施行規則で定めるものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第五十条の規定の適用については、当該乗用車の取得が平成三十一年三月三十一日までに行われたときに限り、同条中「という。」とあるのは、「という。」から百万円を控除して得た額」とする。

一 基本方針に平成三十二年度までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。

二 公共交通移動等円滑化基準で施行規則で定めるものに適合するものであること。

三 高齢者、障害者等を含む全ての利用者の移動上の利便性を向上させる機能を有する構造及び設備が特に優れたものとして国土交通大臣が認めたものであること。

4 次に掲げる自動車のうち、横滑り及び転覆に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項から第六項までにおいて「車両安定性制御装置」という。）並びに衝突に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項から第六項までにおいて「衝突被害軽減制動制御装置」という。）を備えるもの（施行規則で定めるものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第五十条の規定の適用については、当該自動車の取得が平成三十一年三月三十一日（第三号に掲げるトラックにあつては、平成三十年十月三十一日）までに行われたときに限り、同条中「という。」とあるのは、「という。」から五百二十五万円を控除して得た額」とする。

一 第五十一条第一項第一号ロに規定する車両総重量（以下この条において同じ。）が五トンを超え十二トン以下の乗用車（施行規則で定めるものに限る。）又はバス（施行規則で定めるものに限る。）（第六項第一号及び第二号において「バス等」という。）であつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則で定めるもの（以下この項から第六項までにおいて「車両安定性制御装置に係る保安基準」という。）及び同条の規定により平成二十五年一月二十七日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則で定

めるもの（以下この項から第六項までにおいて「衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準」という。）のいずれにも適合するもの

二 車両総重量が三・五トンを超え八トン以下のトラック（施行規則で定めるけん引自動車及び被けん引自動車を除く。以下この項から第六項までにおいて同じ。）であつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成二十六年二月十三日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

三 車両総重量が八トンを超え二十トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成二十四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

5 次に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置及び衝突被害軽減制動制御装置を備えるもの（施行規則で定めるものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第五十条の規定の適用については、第一号に掲げるトラックにあつては当該トラックの取得が平成三十年十一月一日から平成三十一年三月三十一日までに行われたときに限り、第二号に掲げるトラックにあつては当該トラックの取得が平成二十九年四月一日から平成三十年十月三十一日までに行われたときに限り、同条中「という。」とあるのは、「という。」から三百五十万円を控除して得た額」とする。

一 車両総重量が八トンを超え二十トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成二十四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

二 車両総重量が二十トンを超え二十二トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十七年九月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成二十四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

6 次に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置又は衝突被害軽減制動制御装置のいずれかを備えるもの（施行規則で定めるものに限る。）で初回新規登録

を受けるものに対する第五十条の規定の適用については、当該自動車の取得が平成三十一年三月三十一日（第四号に掲げるトラックにあつては、平成三十年十月三十一日）までに行われたときに限り、同条中「という。」とあるのは、「という。」から三百五十万円を控除して得た額」とする。

一 車両総重量が五トン以下のバス等であつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十六年二月十三日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準に適合するもの

二 車両総重量が五トンを超え十二トン以下のバス等であつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成二十五年一月二十七日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの

三 車両総重量が三・五トンを超え八トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成二十六年二月十三日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの

四 車両総重量が八トンを超え二十トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成二十四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの

7 前各項の規定は、第五十四条又は法第六十一条の規定により提出される申告書又は修正申告書に、当該自動車につき前各項の規定の適用を受けようとする旨その他の施行規則で定める事項の記載がある場合に限り、適用する。

（自動車等持出困難区域内自動車以外の自動車に対する自動車税の環境性能割の納税義務の免除等）

第二十二條の六 法附則第五十三條の二第二項第一号に規定する自動車等持出困難区域（以下この項及び附則第二十三條の二第五項において「自動車等持出困難区域」という。）内の法附則第五十三條の二第二項に規定する自動車等（以下この項及び附則第二十三條の二第五項において「対象区域内自動車等」という。）の当該自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所有者（第四十八條第一項又は法第四百四十四條第一項に規定する場合にあつては、これらの規定に規定する買主）その他の施行令附則第三十二條第四項に規

定する者が対象区域内自動車等以外の自動車（以下この項及び附則第二十三条の二第二項において「他の自動車」という。）の取得をした場合において、当該他の自動車の取得をした後に、対象区域内自動車等が対象区域内用途廃止等自動車等（法附則第五十三条の二第二項各号に掲げる自動車等で施行令附則第三十二条第二項に規定するものをいう。以下この項及び附則第二十三条の二第五項において同じ。）に該当することとなり、かつ、当該取得した他の自動車を対象区域内用途廃止等自動車等に代わるものと知事が認めるときは、当該他の自動車の取得が同日から平成三十一年三月三十一日までの間に行われたときに限り、当該他の自動車に対して課する自動車税の環境性能割に係る徴収金に係る納税義務を免除する。

2 自動車税の環境性能割に係る徴収金を徴収した場合において、当該自動車税の環境性能割について前項の規定の適用があることとなつたときは、施行令附則第三十二条第四項に規定する者の申請に基づいて、当該徴収金を還付する。

3 知事は、前項の規定により自動車税の環境性能割に係る徴収金を還付する場合において、還付を受ける者の未納に係る徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充たしなければならない。

4 前二項の規定により自動車税の環境性能割に係る徴収金を還付し、又は充当する場合には、第二項の規定による還付の申請があつた日から起算して十日を経過した日を法第十七条の四第一項各号に掲げる日とみなして、同項の規定を適用する。

附則第二十三条の見出し中「自動車税」の下に「の種別割」を加え、同条第一項中「電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないものをいう。以下この条」を「法第四百九条第一項第一号に規定する電気自動車をいう。次項第一号」に、「専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則で定めるものをいう。以下この条」を「同条第一項第二号に規定する天然ガス自動車をいう。次項第二号」に、「内燃機関を有する自動車で併せて電気その他の施行規則で定めるものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第二条第十四項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので施行規則で定めるもの」を「同条第一項第三号に規定する電力併用自動車」に、「バス（一般乗合のものに限る。）」を「第十五条の八第一項第三号イ(1)に規定する一般乗合用バス」に、「平成二十八年年度分の自動車税」を「当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税の種別割」に、「第四十八条の」を「同条の」に改め、「上欄に掲げる」の下に「同条の」を加え、同項各号を次のように改める。

一 ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で平成十六年三月三十一日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して十四年を経過した日の属する年度

二 第五十一条第一項第二号に規定する軽油自動車（次項第五号において「軽油自動車」という。）その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成十八年三月三十一日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して十二年を経過した日の属する年度

附則第二十三条第一項の表第四十八条第一項第一号イの項中「第四十八条第一項第一号イ」を「第一項第一号イ」に改め、同表第四十八条第一項第一号ロの項中「第四十八条第一項第一号ロ」を「第一項第一号ロ」に改め、同表第四十八条第一項第二号イの項中「第四十八条第一項第二号イ」を「第一項第二号イ」に改め、同表第四十八条第一項第二号ロの項中「第四十八条第一項第二号ロ」を「第一項第二号ロ」に改め、同表第四十八条第一項第三号イ(1)の項中「第四十八条第一項第三号イ(1)」を「第一項第三号イ(1)」に改め、同表第四十八条第一項第三号イ(2)の項中「第四十八条第一項第三号イ(2)」を「第一項第三号イ(2)」に改め、同表第四十八条第一項第四号の項中「第四十八条第一項第四号」を「第一項第四号」に改め、同表第四十八条第一項第五号イの項中「第四十八条第一項第五号イ」を「第一項第五号イ」に改め、同表第四十八条第一項第五号ロの項中「第四十八条第一項第五号ロ」を「第一項第五号ロ」に改め、同表第四十八条第一項第五号ハの項中「第四十八条第一項第五号ハ」を「第一項第五号ハ」に改め、同表第四十八条第一項第五号ニの項中「第四十八条第一項第五号ニ」を「第一項第五号ニ」に改め、同表第四十八条第二項第一号の項中「第四十八条第二項第一号」を「第二項第一号」に改め、同表第四十八条第二項第二号の項中「第四十八条第二項第二号」を「第二項第二号」に改め、同条第二項中「第四十八条の」を「第五十五条の八の」に、「平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間に新車新規登録」を「平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間に初回新規登録」に、「にあつては平成二十七年年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成二十八年度分の自動車税」を「には、平成二十九年度分の自動車税の種別割」に改め、「上欄に掲げる」の下に「同条の」を加え、同項第二号から第五号までを次のように改める。

二 天然ガス自動車のうち、法第四百九十九条第一項第二号に規定する平成二十一年天然ガス車基準（以下この号において「平成二十一年天然ガス車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもので施行規則で定めるもの

三 法第四百九十九条第一項第三号に規定する充電機能付電力併用自動車

四 第五十一条第一項第一号に規定するガソリン自動車（次項において「ガソリン自動車」という。）のうち、窒素酸化物の排出量が同号イ(1)に規定する平成十七年ガソリン軽中量車基準（次項において「平成十七年ガソリン軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が同号イ(3)に規定する平成三十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上のもので施行規則で定めるもの

五 軽油自動車のうち、第五十一条第一項第二号イ(1)に規定する平成二十一年軽油軽中量車基準に適合する乗用車

附則第二十三条第二項の表第四十八条第一項第一号イの項中「第四十八条第一項第一号イ」を「第一項第一号イ」に改め、同表第四十八条第一項第一号ロの項中「第四十八条第一項第一号ロ」を「第一項第一号ロ」に改め、同表第四十八条第一項第二号イの項中「第四十八条第一項第二号イ」を「第一項第二号イ」に改め、同表第四十八条第一項第二号ロの項中「第四十八条第一項第二号ロ」を「第一項第二号ロ」に改め、同表第四十八条第一項第三号イ(1)の項中「第四十八条第一項第三号イ(1)」を「第一項第三号イ(1)」に改め、同表第四十八条第一項第三号イ(2)の項中「第四十八条第一項第三号イ(2)」を「第一項第三号イ(2)」に改め、同表第四十八条第一項第三号ロの項中「第四十八条第一項第三号ロ」を「第一項第三号ロ」に改め、同表第四十八条第一項第四号の項中「第四十八条第一項第四号」を「第一項第四号」に改め、同表第四十八条第一項第五号イの項中「第四十八条第一項第五号イ」を「第一項第五号イ」に改め、同表第四十八条第一項第五号ロの項中「第四十八条第一項第五号ロ」を「第一項第五号ロ」に改め、同表第四十八条第一項第五号ハの項中「第四十八条第一項第五号ハ」を「第一項第五号ハ」に改め、同表第四十八条第一項第五号ニの項中「第四十八条第一項第五号ニ」を「第一項第五号ニ」に改め、同表第四十八条第二項第一号の項中「第四十八条第二項第一号」を「第二項

「第一号」に改め、同表第四十八条第二項第二号の項中「第四十八条第二項第二号」を「第二項第二号」に改め、同条第三項の表以外の部分を次のように改める。

3 ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が第五十一条第一項第一号ロ(3)に規定する平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百二十を乗じて得た数値以上のもので施行規則で定めるもの(前項の規定の適用を受ける自動車を除く。)に対する第五十五条の八の規定の適用については、当該自動車が平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には、平成二十九年年度の自動車税の種別割に限り、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

附則第二十三条第三項の表第四十八条第一項第一号イの項中「第四十八条第一項第一号イ」を「第一項第一号イ」に改め、同表第四十八条第一号ロの項中「第四十八条第一項第一号ロ」を「第一項第一号ロ」に改め、同表第四十八条第一項第二号イの項中「第四十八条第一項第二号イ」を「第一項第二号イ」に改め、同表第四十八条第一項第二号ロの項中「第四十八条第一項第二号ロ」を「第一項第二号ロ」に改め、同表第四十八条第一項第二号ハ(1)の項中「第四十八条第一項第二号ハ(1)」を「第一項第二号ハ(1)」に改め、同表第四十八条第一項第二号ハ(2)の項中「第四十八条第一項第二号ハ(2)」を「第一項第二号ハ(2)」に改め、同表第四十八条第一項第三号イ(1)の項中「第四十八条第一項第三号イ(1)」を「第一項第三号イ(1)」に改め、同表第四十八条第一項第三号イ(2)の項中「第四十八条第一項第三号イ(2)」を「第一項第三号イ(2)」に改め、同表第四十八条第一項第三号ロの項中「第四十八条第一項第三号ロ」を「第一項第三号ロ」に改め、同表第四十八条第一項第四号の項中「第四十八条第一項第四号」を「第一項第四号」に改め、同表第四十八条第一項第五号イの項中「第四十八条第一項第五号イ」を「第一項第五号イ」に改め、同表第四十八条第一項第五号ロの項中「第四十八条第一項第五号ロ」を「第一項第五号ロ」に改め、同表第四十八条第一項第五号ハの項中「第四十八条第一項第五号ハ」を「第一項第五号ハ」に改め、同表第四十八条第一項第五号ニの項中「第四十八条第一項第五号ニ」を「第一項第五号ニ」に改め、同表第四十八条第二項第一号の項中「第四十八条第二項第一号」を「第二項第一号」に改め、同表第四十八条第二項第二号の項中「第四十八条第二項第二号」を「第二項第二号」に改める。

附則第二十三条の二の見出しを「(自動車等持出困難区域内自動車以外の自動車等に係る自動車税の種別割の納税義務の免除等)」に改め、同条第一項中「附

則第十八条の五第一項」を「附則第二十二條の六第一項」に改め、「(第四十七條に規定する自動車に限る。)」を削り、「自動車税」の下に「の種別割」を加え、同項第一号を削り、同項第二号中「平成二十八年度分」を「平成二十九年度分」に改め、同号を同項第一号とし、同項に次の二号を加える。

二 平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの期間 平成二十九年分及び平成三十年分

三 平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの期間 平成三十年分及び平成三十一年分

附則第二十三條の二第二項から第四項までの規定中「自動車税」の下に「の種別割」を加え、同條第五項中「対象区域内自動車(第四十七條に規定する自動車に限る。)」が対象区域内用途廃止等自動車」を「対象区域内自動車等(自動車であるものに限る。以下この項において同じ。)」が対象区域内用途廃止等自動車等に、「当該対象区域内自動車」を「当該対象区域内自動車等」に、「同條の」を「第四十七條第一項の」に、「自動車持出困難区域」を「自動車等持出困難区域」に、「同條に」を「同項に」に改める。

附則第二十七條を削る。

(合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の賦課徴収についての埼玉県税條例の臨時特例に関する條例の一部改正)

第二條 合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の賦課徴収についての埼玉県税條例の臨時特例に関する條例(昭和二十七年埼玉県條例第五十号)の一部を次のように改正する。

題名及び第一條中「自動車税」の下に「の種別割」を加える。

第一條の二の見出し中「自動車税」の下に「の種別割」を加え、同條第一項中「自動車税の税率」を「自動車税の種別割の税率」に改め、同條第二項中「自動車税」の下に「の種別割」を加える。

第二條(見出しを含む。)及び第三條(見出しを含む。)中「自動車税」の下に「の種別割」を加える。

(法人の県民税の特例に関する條例の一部改正)

第三條 法人の県民税の特例に関する條例(昭和五十年埼玉県條例第七十三号)の一部を次のように改正する。

第二條中「百分の四」を「百分の一・八」に改める。

第三條第一項中「四分の〇・八」を「一・八分の〇・八」に改める。

(彩の国みどりの基金條例の一部改正)

第四條 彩の国みどりの基金條例(平成二十年埼玉県條例第十二号)の一部を次の

ように改正する。

第二条第一号中「自動車税」の下に「の種別割」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、第一条中附則第六条の三の改正規定は、平成三十年一月一日から施行する。

(法人の県民税に関する経過措置)

2 この条例による改正後の埼玉県税条例（以下「改正後の条例」という。）第三十条の二の規定並びにこの条例による改正後の法人の県民税の特例に関する条例第二条及び第三条第一項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度分の法人の県民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の県民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。

(法人の事業税に関する経過措置)

3 施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税についてのこの条例による改正前の埼玉県税条例（附則第七項において「改正前の条例」という。）附則第二十七条の規定の適用については、なお従前の例による。

(自動車取得税に関する経過措置)

4 施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

5 改正後の条例の規定中自動車税の環境性能割に関する部分は、施行日以後に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割について適用する。

6 改正後の条例の規定中自動車税の種別割に関する部分は、平成二十九年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、平成二十八年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

7 前項の規定により、なお従前の例によることとされた改正前の条例附則第二十三条の二第一項の規定により納税義務を免除される平成二十七年度分及び平成二十八年度分の自動車税に係る徴収金に係る同条第二項の規定による還付又は同条第三項の規定による充当については、なお従前の例による。

8 平成二十四年四月一日から施行日の前日までの間に総務大臣が地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）附則第一条第三号に掲げる規定による改正前の地方税法（以下「旧法」という。）附則第五十二条第二項第

一号の規定により指定して公示した同号に規定する自動車持出困難区域（以下「旧自動車持出困難区域」という。）のうち、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十七号）の施行の日以後最初に旧法附則第五十二条第二項第一号の規定により指定して公示した区域（以下「初回指定旧自動車持出困難区域」という。）については、平成二十三年三月十一日を地方税法等の一部を改正する等の法律附則第一条第三号に掲げる規定による改正後の地方税法（以下「新法」という。）附則第五十三条の二第二項第一号の規定による同号に規定する自動車等持出困難区域（次項において「自動車等持出困難区域」という。）を指定する旨の公示があつた日とみなして、改正後の条例附則第二十二條の六第一項並びに第二十三條の二第一項及び第五項の規定を適用する。

9 旧自動車持出困難区域のうち、初回指定旧自動車持出困難区域以外の区域については、当該区域に係る旧法附則第五十二条第二項第一号の規定による旧自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日を新法附則第五十三条の二第二項第一号の規定による自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日とみなして、改正後の条例附則第二十二條の六第一項並びに第二十三條の二第一項及び第五項の規定を適用する。